

◆介護保険料の決め方

65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料は、介護サービスに係る費用を賄えるように算出された「基準額」をもとに決められます。

介護サービスの
総費用
第4期中（H21～23）
の総額

×

65歳以上の方の
負担分
20%

=

65歳以上の方の人数
第4期中（H21～23）の総数

介護保険料
基準額

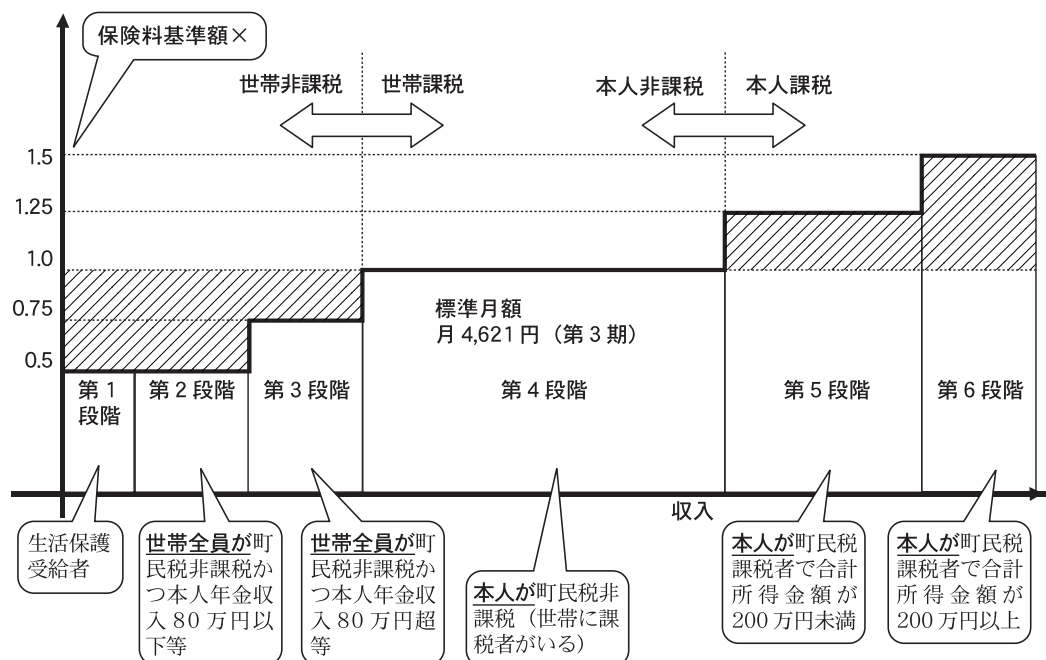
年額

12月で割ると
標準月額と
なります。

◆介護保険料段階設定

介護保険料は、低所得者等に配慮し負担能力に応じた負担を求める観点から、町民税の課税状況等に応じて段階別に設定されます。第4期もほぼ同条件での設定となると思われますので、参考として今期の状況で説明します。

【第3期介護保険料（標準の6段階で設定）】



※1 所得金額

（例）65歳以上の方で年金収入が180万円の場合、所得としては60万円となる。（年金収入が330万円までの場合は、120万円を超える額が所得金額となる。）

※2 斜線部分の面積はイコールとなります。

（第1、2、3段階の引き下げ分は第5、6段階の上乗せ分で賄う。）



介護保険は社会全体で支えあう保険制度です。介護サービスを受けている、いないに関わらず保険料を負担しなくてはなりません。本制度が始まって9年を経過し、認定される方が年々増え、また認定者に対するサービス利用率が高く、給付費及び介護保険料が増えてきております。そこで、町では様々な介護予防事業を行っています。どしどし参加していただき、健康な心と体を維持することが、給付費及び負担（保険料・公費負担）の抑制となることを再認識しなくてはなりません。

第4期計画にあたりましては、介護報酬の改定等不確定要素が多くあり現在策定中です。第4期の状況については、順次情報提供していきます。

● 高齢者の見守り活動について ●

岩美町は、高齢者をはじめ誰もが住みなれた地域で安心して暮らせる町を目指しています。

そこで、平成20年5月より中山間地域等で事業活動を営む事業者と行政機関が連携し、住民の日常生活の異常等の早期発見する体制を整備するため、県、町、地域貢献を目的として日本海新聞の配達員で結成された「安心・安全見守り隊」で協定を交わし、見守り活動を行っています。

ひとり暮らし高齢者が増えている中、町民の皆さんも異常に気付いた時、事件、緊急の際は速やかに警察、消防署へ、その他のことについては、下記へご連絡ください。



問い合わせ先

岩美町地域包括支援センター 72-8420
福祉保健課 73-1333